

栄養ケア活動支援整備事業公募要綱

1. 目的

将来、在宅療養者・居宅要介護者が増加し、これらの者に対する栄養ケアサービスの需要も増大することが予想されている。

現在の栄養ケアの担い手である医療機関、介護保険施設等の管理栄養士等の数では、今後の栄養ケアの需要増大に対応できないと考えられる。

本事業は、こうした需要に対応するため、管理栄養士等の人材確保及び関係機関、関係職種等と連携した栄養ケアを行う民間団体を公募し、在宅療養者等への栄養ケアの体制の整備に資することを目的とする。

2. 概要

増大する在宅療養者に対し、食事・栄養支援を行う人材が圧倒的に不足していることから、未就業の管理栄養士等の人材確保及び関係機関、関係職種等との連携した栄養ケアを行う民間団体の事業のうち、全国的に展開する全国規模の事業（以下「全国事業」という。）、地域の特色や特性に沿った取組を実施する事業（以下「地域事業」という。）のそれぞれについて、国が財政的支援を行うものとする。

3. 補助対象事業

(1) 実施主体

事業の区分に応じ、次の全ての要件を満たす団体であること。

なお、栄養ケア活動支援整備事業に連続して3年採択された団体は、応募できない（新たな取組内容の場合には、応募することが可能。）。

① 全国事業

- ・栄養ケア活動に関する実績が5年以上あること。
- ・公益法人等の法人格を有すること（ただし厚生労働大臣が認めた場合はこの限りではない。）。
- ・全国規模で栄養ケア活動を展開できる団体であること。
- ・事業結果について検証・評価を行うことができる団体であること。

② 地域事業

- ・栄養ケア活動に関する実績が3年以上あること。
- ・公益法人等の法人格を有すること（ただし厚生労働大臣が認めた場合はこの限りではない。）。
- ・事業結果について検証・評価を行うことができる団体であること。

(2) 事業内容

① 次の内容であること。

全国事業又は地域事業

栄養ケアの一環として、地域高齢者等の個々の住まいや地域の共食の場において適切な栄養管理に基づく配食サービスの普及が進むよう、管理栄養士又は栄養士を配食事業者に供給又は参画できるシステムをモデル的に構築し、そのシステムを活用した成果を検証する。

また、昨年度以前に本事業で配食サービス関連の取組を行った団体については、その取組を行った、又はその取組を踏まえて横展開した施設等において、本事業による資金に依存しない運営（自走）の検証も併せて行うこと。

なお、自然災害や新興・再興感染症等の発生時に備え、事業継続計画（BCP）の作成（昨年度、本事業でBCPを作成した団体については、その内容の見直し）を含むこと。

② 次の要件を満たす事業であること。

ア. 事業終了後、実施した事業の結果について検証・評価を行い報告できるものであること。

イ. 「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」（平成29年3月30日公表）を踏まえたものであること。

③ 事業の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として採択しない。

- ・ 営利を目的とした事業の場合
- ・ 求職者又は求人者から手数料又は報酬を受けて行う場合
- ・ 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する場合
- ・ 財務諸表等の会計書類から法人の経営状況に深刻な問題があると判断される場合
- ・ 複数の法人が連名で応募している場合
- ・ 令和元、2、3年度栄養ケア活動支援整備事業と同様の取組内容で継続する事業の場合

(3) 実施期間

令和4年度内に開始し完了すること。

4. 対象経費等

経費の補助については、別に定める「感染症予防事業費等国庫補助（負担）金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われるものである。なお、予算の範囲内で国庫補助が行われるものであり、補助額は計画所要額を下回ることがあるので留意すること。

今回の事業計画の作成に当たっては、以下のとおりである。

(1) 計画所要額

- ① 全国事業 原則として10,000千円以下
- ② 地域事業 原則として5,000千円以下

(2) 対象経費

対象経費については、採択の決定日から、令和5年3月末日までの間に支出された賃金、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費、役務費、保険料、委託料とする。

5. 留意事項

- (1) 1団体1事業のみの応募とする。
- (2) 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。
- (3) 事業内容に即した所要額の積算であること。
- (4) 賃金は、一時的に雇用されるアルバイト等に対してのみ対象であるため、正規職員の給料・手当等については、原則として補助対象とはしないこと。
- (5) 経費については社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の理由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。
- (6) 補助対象事業について、他の機関からの補助を受ける場合にあっては、本事業に係る経費から他の補助金を控除した額を上限とすること。

6. 応募方法

- (1) 応募に際しては、本要綱及び記入上の留意事項を熟読すること。
- (2) 提出書類
 - 様式1に必要事項を記入の上、以下の文書を添付し、令和4年3月18日までに提出すること。
 - ① 法人の概要及びこれまでの活動内容（様式2）
 - ※「これまでの活動内容」には、栄養ケア活動に関する活動内容や実績を具体的に記入すること。
 - ② 事業計画(様式3)
 - 事業の詳細が分かる資料等を添付すること(様式任意)
 - ③ 所要額内訳書(様式4)
 - ④ 所管官庁に提出している定款（寄附行為）、事業報告書、財産目録、貸借対照表の写し

7. 採択方法

採択に当たっては、厚生労働省健康局健康課栄養指導室（以下、「厚生労働省」という。）に設置する本事業に関する評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が採択団体を決定する。

審査に当たっては、原則としてヒアリング等による審査を行うこととする。

審査は令和4年4月末に予定しているが、ヒアリング等に要する旅費等については補助対象としないので留意すること。

このほか、応募内容について、必要に応じ国から応募者に対し問合せを行う場合がある。

審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金の交付申請書や事業実績報告書等の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

8. 交付申請

採択決定の通知を受理した団体は、別に定めるところにより、交付申請書を厚生労働省に提出すること。

9. 事業実績報告

国庫補助の対象となった団体においては、補助金額の確定後、別に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物とともに令和5年4月10日までに厚生労働省に提出すること。

なお、事業実績報告書には、以下の内容を含むこととする。

① 事業概要

目的、対象、方法 等

② 実施内容の詳細

- ・企画・評価委員会、ワーキンググループの開催
- ・実施体制
- ・課題の把握方法
- ・行政及び関係機関等との調整 等

③ 実施結果

- ・確保した人材の人数
- ・連携した関係機関等の数
- ・継続的に供給した人材の数 等

④ 事業の効果と検証

- ・事業を実施することにより得られた栄養ケアの効果
- ・栄養ケア活動を行った管理栄養士からの評価
- ・対象者（在宅療養者等）からの評価 等

⑤ 今後の展開

- ・栄養ケアの体制の整備や充実に向けた、当該事業の成果の具体的な活用方法
- ・継続的な人材の供給に向けた具体的な展開 等

また、本事業を実施した団体に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等を確認することがあるほか、事業完了後に事業の詳細な報告を求めることがある。

10. 事業計画書及び事業実施報告書の提出先

(1) 書面による場合

A4用紙両面刷りにより、以下の宛先に10部送付すること。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局健康課栄養指導室栄養管理係

(2) 電子媒体による場合

電子媒体(PDF)を以下のメールアドレス宛に送付し、その旨を電話で連絡すること。

送付先メールアドレス：eiyou01@mhlw.go.jp

11. 本事業に係る照会先

厚生労働省健康局健康課栄養指導室栄養管理係

TEL：03-5253-1111（内2972・2973）

FAX：03-3502-3099